

青梅市立霞台小学校 P T A 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この個人情報取扱規程は、青梅市立霞台小学校 P T A（以下「本会」という。）が取得、保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(個人情報の取得)

第3条 本会が取り扱う個人情報については、本会へ提出された次の事項とする。

- 1) 会員氏名
- 2) 電話番号等連絡先
- 3) その他本会が必要と認めた事項

(個人情報利用の同意)

第4条 本会が取得した個人情報（以下「保有個人情報」という。）にかかる利用の同意については、会員より提出されたことをもって同意したものとみなす。

(同意の取消)

第5条 会員は、正当な理由がある場合に限り、保有個人情報にかかる利用の同意を取り消すことができる。

- 2) 本会は会員より不同意の申し出があった場合は、速やかに該当する個人情報を破棄または削除しなければならない。ただし、既に周知したものについては削除の連絡をもってこれに代える。

(利用目的)

第6条 本会の保有個人情報については、次の目的のために利用する。

- 1) 管理等のための連絡
- 2) 本会役員および各委員の選出
- 3) その他、本会が必要と認める事項

(管理)

第7条 保有個人情報については、本会が適正に管理し、不要となった個人情報については適正かつ速やかに廃棄する。

(目的外利用および外部提供の制限)

第8条 本会は、保有個人情報を利用目的の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）または本会以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

- 2) 前項の規定にかかわらず、本会は次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用または外部提供をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 国もしくは地方公共団体またはこれに準ずる公共的団体が、法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要があるとき本会が特に認めたとき。

付則

- 1 この規定は、2021年度定期総会の承認をもって施行し、同年4月1日より適用する。